

ケアマネ「意見書」への点数記入手引き

1 本人の状況（50点）

(1) 要介護度・日常生活自立度（認知症）

要介護度	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1
評価点	50	40	20	10	0

注1) 認知症（日常生活自立度判定基準におけるランクⅢ以上の者）、精神疾患等は、要介護1から3の場合であって、経済的事由、精神疾患等により認知症対応型共同生活介護が利用できない場合には15点を加算する。

注2) 要介護1・2については特例要件に該当すれば入居可能。「3. その他の特記事項」参照。

2 在宅等での介護力（40点）

要介護度、経済的自由等により、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）が利用できない場合に限り次の（1）及び（2）を加算する。

(1) 在宅サービスの利用率（20点）

利用率	70%以上	50%以上70%未満	50%未満
評価点	20	10	0

注) 1 対象となるサービスの種類は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護とする。

2 算出方法は、直近3ヶ月分のサービス利用表別表に基づく支給限基準額とサービス利用額の単位の平均割合により算出する。

3 介護老人保健施設や病院に入所（入院）しており、退所（退院）後も在宅生活が困難と認められる場合は、20点とする。

(2) 介護者の状況（20点）

状 況	評価点
身寄りがいないなど介護する者がいない	20
介護する者はいるが、地理的に離れている若しくは病院等に長期入院するなどの状況により事実上介護が不能	17
介護する者はいるが、要介護状態、病気療養中、障害を有するなどの状況にあり、十分な介護が困難	15
介護する者はいるが、要支援状態、高齢等の状況にあり、十分な介護が困難	12
介護する者はいるが、複数の介護や育児を行っているなど、十分な介護が困難	10
介護する者はいるが、就業しているため、十分な介護が困難	10

(3) 認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護の入居者（40点）

本人の状況等から入居中の事業所において介護が困難であるため、当該事業所から施設への入所の紹介があり、施設においても当該事業所における介護が困難であると認められる場合には

(1) 及び (2) にかかわらず40点。

3 その他特記事項（下記の例に該当する場合等は、その旨、記入）

- 要介護1・2が入居申請できる要件**は、①認知症である者であって日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁にある。②知的障害、精神障害等を伴い日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁にある。③家族等による深刻な虐待が疑われること等により心身の安全・安心の確保が困難。④単身世帯又は同居家族が高齢又は病弱であること等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である等。
- 特別な事由となる入居要件**は、①災害や事件・事故等による入退居判定委員会を招集できない場合②措置委託による場合③入居希望者や介護者の心身の状況が悪化するなどの早急に施設入居を必要④入居者が長期入院(概ね3か月以上)により退居し退院後において在宅生活が困難と判断された場合の4要件。
- 経管栄養等の医学的措置が必要等、介護老人福祉施設での対応が必要であると認められる合理的な事情がある場合は、各施設の委員会の判断により、その事情に応じて点数を加算する。(10点を限度)